



平成 25 年 1 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社トランスジェニック
代表者名 代表取締役社長 福永 健司
(コード番号 2342 東証マザーズ)
問合せ先 取 締 役 船 橋 泰
(電話番号 096-375-7660)

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 1 月 22 日開催の取締役会において、株式分割の実施、単元株制度の採用および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株制度を採用いたします。なお、この株式分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 3 月 31 日（日）（但し、当日は株主名簿管理人の休業日のため、実質上は平成 25 年 3 月 29 日（金））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	129,641 株
② 今回の分割により増加する株式数	12,834,459 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	12,964,100 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	43,630,100 株

（注）上記の発行済株式総数は、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

- ① 基準日公告日 平成 25 年 3 月 15 日（金）
- ② 基準日 平成 25 年 3 月 31 日（日）
但し、当日は株主名簿管理人の休業日のため、実質上は平成 25 年 3 月 29 日（金）
- ③ 効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日（月）

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2.株式分割の概要」の効力発生日である平成25年4月1日(月)をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年4月1日(月)

(参考)平成25年3月27日(水)をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 上記の株式分割および単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成25年4月1日(月)をもって、当社定款の一部を変更いたします。

- ① 発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ③ 現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。
- ④ 第6条の変更および第7条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

(下線が変更部分)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>436,301</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>43,630,100</u> 株とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(株式名簿管理人) 第7条 ～ (条文省略)	(株式名簿管理人) 第8条 ～ (現行どおり)
(配当金の除斥期間) 第 <u>34</u> 条	(配当金の除斥期間) 第 <u>35</u> 条
(新設)	<u>附則</u> <u>第6条の変更および第7条の新設ならびにこれらに伴う条数の繰り下げは、平成25年4月1日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

5. 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権 1 株当たりの行使価額を平成 25 年 4 月 1 日（月）以降、以下の通り調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成 20 年 6 月 25 日の株主総会及び平成 20 年 7 月 25 日の取締役会で決議された新株予約権	22,801 円	229 円

以上